

神川町の平成25年度決算に係る健全化判断比率等について(公表資料)

平成26年9月

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定に基づき平成25年度決算に係る「健全化判断比率」と「資金不足比率」を下記のとおり公表します。

1 健全化判断比率

(単位%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|--------|----------|---------|--------|
| 算定比率 | — | — | 5.9 | 9.6 |
| ※早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| ※財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | — |

※早期健全化基準、※財政再生基準とは、国の定めた基準で、これらの基準以上の場合は、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務づけられます。注)表中「—」については「赤字額なし」を示しています。

2 資金不足比率

(単位%)

| | 水道事業会計 | 公共下水道事業特別会計 | 観光事業特別会計 |
|----------|--------|-------------|----------|
| 算定比率 | — | — | — |
| ※経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務づけられます。

注)表中「—」については「不足額なし」を示しています。

【用語説明・算出方法】

○「健全化判断比率」とは次の4つの指標です。

① 実質赤字比率

- ・一般会計等の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。
- ・一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模

② 連結実質赤字比率

- ・全会計の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。
- ・連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模

③ 実質公債費比率

- ・一般会計等の実質的借入金返済額が、標準的収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合であるか。
- ・((地方債の元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)) ÷ (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

④ 将来負担比率

- ・一般会計等が抱える実質的負債残額が、標準的収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合であるか。
- ・((将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額)) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額) ÷ (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

○「資金不足比率」とは次の指標です。

- ・各公営企業会計の資金不足額が、事業規模に対してどのくらいの割合であるか。
- ・資金の不足額 ÷ 事業の規模